



洗心の松

揺籃だより

令和3年度 藤井小学校だより 7月号



揺籃の藤

教育目標 豊かな心で助け合う子ども よく考え進んで学習する子ども 健康でたくましい子ども
～洗心の松のように大きく根を張り、揺籃の藤のように美しく、たくましい大木になろう～

みんなが主役！藤井っ子！

昨年度から続くコロナ禍の中、子供たちはマスク着用や傘さし登校、ICTを活用した授業など、新しい生活様式に適応しながら、一生懸命頑張っています。

この1学期間、よく読書した子、詩や論語の暗唱を頑張った子、家庭学習を頑張った子、清掃を黙々と取り組んできた子、友達に分け隔てなく接した子、下級生の面倒をよく見た子、毎日外で元気に遊んだ子…など、藤井っ子それぞれに頑張りや成長があり、大変うれしく思います。自分の良さに気付いて、自分に自信を持つことはとても大切なことです。自尊心が高い子は、物事への取り組み方が意欲的で友達を大切にすることができます。夏休みも普段できない体験や学びに挑戦し、自分の良さを発見できる絶好の機会にしてほしいと期待しています。

子供たちが安全で有意義な夏休みになりますよう、保護者、地域の皆様の温かい見守りと励ましをよろしくお願いします。



◇6月11日(金) 芸術鑑賞会「海底2万マイル」

鈴木大翔さん(2年): 大きいおさかなにおそわれて死んじゃったと思ったけど、ネットのパパがもどってきてよかったです。

石田 藍さん(2年): ちょっとこわかったけど、とてもおもしろかったです。また、見に行きたいです。

山川英里さん(4年): 演技がとても上手だなと思いました。みんなで協力合って大変なこともがんばりたいなと思いました。

柏崎大雅さん(4年): 歌がうまくて同じように歌を歌ってみたいです。たくさんのセリフをどうやって覚えているのか知りたいです。

「みんなで学び合い」



「初めてのオンライン全校集会」



「2年ぶりの水泳学習」



意欲的に頑張った一学期!

「千生高校との交流活動」



「藤井っ子タイムで全校音楽」



「なかよし班で共遊」



論語を生活に生かす！

壬生町で、小中学生が共通に実践することを奨励している「みぶっ子7か条」に、「論語を生活に生かします。」という条文があります。

論語は孔子（四聖：釈迦・キリスト・ソクラテス・孔子の4人の聖人）の教えを弟子たちがまとめたものです。この論語を藤井小の子供たちは各学年3章ずつ暗唱し、覚えたことを生活に生かしていけるようにしています。担任と共に暗唱できるようにし、校長室で検定を受けます。子供たちは皆、はっきりと正確にすらすらと暗唱できるようになります。藤井っ子は、論語の他にもすてきな詩や言葉遊びの暗唱にチャレンジしています。ここにも、子供たちの意欲的な学びが輝いています。みんな素晴らしいです。

〈暗唱文の例〉

- ・子の曰わく、過ちて改めざる、是れを過ちと謂う。（1年）
- ・子の曰わく、君子は和して同ぜず、小人は同じて和せず。（2年）
- ・子の曰わく、君子は諸れを己に求む。小人は諸れを人に求む。（3年）
- ・子の曰わく、由、女に之れを知るを誨えんか。之れを知るをば之れを知ると為し、知らざるをば知らずと為す。是れ知るなり。（4年）
- ・子の曰わく、三人行れば必ず我が師有り。其の善なる者を択びて之れに従い、其の不善なる者は之れを改む。（5年）
- ・曾子の曰わく、吾、日に三たび吾が身を省みる。人の為に謀りて忠ならざるか。朋友と交わりて信ならざるか。習わざるを伝うるか。（6年）



家庭で暗唱の練習をしている姿を見たときには、たくさん褒めていただけるとうれしいです。どうぞよろしくお願いします。

地域ぐるみで子供たちを育もう！

子供たち一人一人が輝き、楽しい学校生活を送るためには、お互いを認め合い、助け合うことが必要です。今後も学校と家庭、地域が連携して、子供たちの成長を温かく見守っていきましょう。

一人一人が輝くために！

「授業に集中できず、すぐに席を立ってしまう」「集団行動が苦手」などの問題を抱えているお子さんの中には、発達障害が疑われるお子さんがいます。このようなお子さんは、得意なことがあるのに、ちょっとしたことがすごく苦手、ということもあり、誤解されることが多いのです。友達とうまくかかわれなかったり、指示されたことがよく分からなかったりして、本当に困っているのは、こうしたお子さんたちなのです。発達障害が疑われるお子さんの行動は、本人の性格や親のしつけとは関係ありません。大切なことは、周囲の理解と協力です。

学校では、全ての子供たちが楽しい学校生活を送ることができるよう、一人一人に応じたきめ細かな支援を行っています。保護者や地域の皆様も子供たちの成長や発達を支える一員として見守っていただきたいと思えます。

子育ての悩み みんなで解決！

昨年、親権者等による体罰禁止が法定化されましたので紹介します。

◆体罰とは…たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

（体罰例）

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた。
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子供を殴った。
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。

子育てに悩みや不安がある方は、ぜひ御相談ください。



※詳細は藤井小学校ホームページをご覧ください。子供たちの活動の様子がたくさん紹介されています。携帯電話からもご覧になれます。左のQRコードを携帯のバーコードリーダー機能で読み取ってご覧ください。